

## ○深谷市人材バンク運用要領

平成30年1月29日

(趣旨)

第1条 市民が有する専門知識及び能力を市政に反映させるとともに、市民が市政に参加する機会を拡充することにより、市民が主体のまちづくりの推進を図るため、深谷市人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置し、人材バンクの活用に関し必要な事項を定める。

(人材バンクへの登録)

第2条 人材バンクへの登録は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を、別に定める深谷市人材バンク登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載することにより行うものとする。

- (1) 市内に在住、在勤、在学又は活動の場を有する者
- (2) 満20歳以上の者
- (3) 別表に定める分類中の事項に関する識見又は資格を有する者
- (4) 市政及び地域の発展に貢献する意欲のある者
- (5) 人材バンクへの登録の目的が、営利でない者
- (6) 人材バンクへの登録の目的が、政治又は宗教に関する活動でない者

(登録の手続)

第3条 人材バンクへの登録は、深谷市人材バンク登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市は、前項の申請の内容を審査し、人材バンクへの登録が適当であると決定した場合において、登録者名簿に記載するものとする。

3 登録者名簿の管理は、協働推進課において行う。

(人材バンクの公表)

第4条 市は、登録者名簿の情報を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する登録者の情報は、年齢、性別、活動内容及び希望する条件とする。また、その他の情報については登録者に同意を得て、公表することができる。

3 市は、登録者の個人情報漏えいすることのないよう十分に注意しなければならない。

(人材バンクの活用)

第5条 市は、市民等から人材バンク登録者について紹介依頼等があった場合、当該登録者の同意を得て、氏名、住所、電話番号その他の個人情報について提供することができる。

2 前項の規定による依頼等の内容及び経過は、深谷市人材バンク登録者紹介依頼一覧に記録するものとする。

(活用の報告)

第6条 人材バンクの登録者を活用した各部署の所属長は、深谷市人材バンク登録者活用報告書(様式第2号)を、当該登録者の活用後速やかに協働推進課長に提出するものとする。

(登録期間)

第7条 人材バンクの登録期間は、登録者名簿に記載した日の属する年度を含め3年度の間とする。ただし、登録者本人の承諾を得た場合は、登録を更新することができる。

(登録の取消し等)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録内容を変更し、追加し、又は取り消すことができるものとする。

(1) 登録内容の変更、追加又は取消しについて、本人又は家族等から申出があったとき。

(2) 登録内容に誤り又は偽りがあると判明したとき。

(3) 第2条の規定に違反すると認められるとき。

別表（第2条関係）

分類番号	分類名
1	絵画・イラスト
2	動画・アニメーション
3	画像・写真
4	音楽・ナレーション
5	趣味
6	茶道・華道・書道
7	言語・翻訳
8	グルメ・料理
9	I T・プログラミング
1 0	エンターテインメント・占い
1 1	学問・教養
1 2	健康・福祉
1 3	産業
1 4	深谷について (深谷の歴史など)
1 5	スポーツ・ダンス
1 6	レクリエーション・ゲーム・ 遊び
1 7	生活・相談
1 8	着付け・作法
1 9	まちづくりマイスター
2 0	その他